

「測量CPD」の細部説明

1. 学習プログラムの認定

測量系CPD協議会（以下「協議会」という。）構成団体が行う測量CPD学習プログラム（以下「学習プログラム」という。）は、当該構成団体の認定申請により、協議会の基準（測量CPD学習プログラムおよび学習ポイント数に係る基準）に基づき審議し認定します。認定結果については協議会のホームページへ掲載し公表します。

学習プログラムの認定および手続きは、次のとおりです。

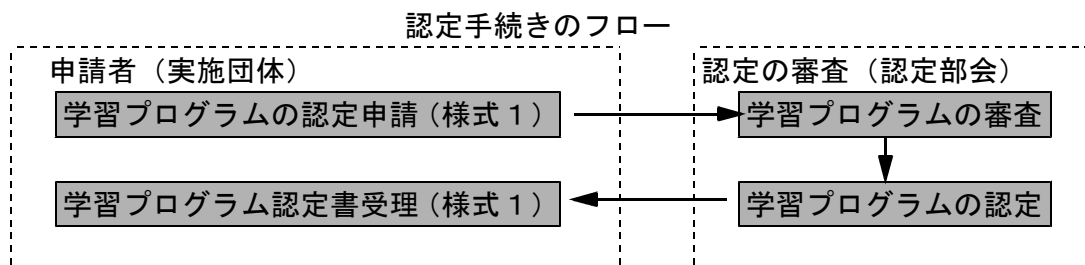
1) 学習プログラム等の審議

学習プログラム等の審議は実施団体（主催者・共催者）が学習プログラム等を記した申請書（協議会様式1「測量CPD学習プログラム認定申請書」）を提出し、認定部会（（社）日本測量協会「測量継続教育（CPD）企画委員会」兼務）に認定を求めます。

部会の事務局は、学習プログラム等を調査し、認定部会において審議し、認定書（協議会様式1「測量CPD学習プログラム認定書」）をもって、当該実施団体に通知します。

2) 認定手続きのフロー

学習プログラムおよび実施団体の認定手続きの流れは、次のとおりです。



2. 学習プログラムの提供

1) 協議会の測量CPDの学習形態

学習の形態は、大きく分類すると ①参加学習型、②情報提供型、③自己学習型があり、それぞれに対応した学習プログラムがあります。

2) 測量CPD学習プログラムと学習手段

学習プログラムと学習手段を学習形態別に表すと、次のとおりです。

(例) 日本測量協会の学習プログラム

形態	大項目	中項目
参加 学習型	地理空間情報専門技術講習会 各種技術講習会	地理空間情報専門技術認定講習会、同更新 技術講習会、国家試験受験対策セミナー 支部開催講習会、サーベਿਆカデミー 技術研修会
情報 学習型	技術指導 技術研究発表 論文発表、執筆 技術報告等 資格取得、 受賞 測量技術に係わる委員会	研修会・講習会の講師 講演会の講演者、シンポジウムのパネラー 口頭・ポスター発表 応用測量論文集（査読付き）、技術図書執筆 技術報告・研究速報・解説・論説 空間情報総括監理技術認定、地理空間情報専 門技術認定、 測量技術奨励賞、論文奨励賞、論文賞 委員長、委員、幹事
自己 学習型	技術図書の購読 自宅学習	『測量』の定期購読 国家試験受験対策講座（通信添削等） 更新講習会・講演録等（CD-ROM）

（詳細は「測量CPD学習プログラム及び学習ポイント数に係る基準」を参照）

※測量CPD学習プログラムの広報は、各実施団体（主催）が行います。

※共催に当たっては、主催に準じて取り扱うものとします。

3. CPD学習履歴台帳の登録および技術者証の発行

CPD学習への参加を希望する技術者は、測量CPD学習履歴台帳（以下「学習履歴台帳」という。）に登録されるとともに測量CPD技術者証（以下「技術者証」という。）を発行します。技術者証は、CPD学習に参加している技術者に発行するものであり、講習会等において必要に応じて提示できるように常時携行することとします。

1) 学習履歴台帳の登録

学習履歴台帳に登録しようとする者は、参加者個人または団体がまとめて申請（協議会様式2「測量CPD学習履歴台帳登録申請書・技術者証発行申請書」）してください。協議会において、統合的に情報を登録管理します。

なお、申請時の記載事項に変更が生じた場合には、協議会様式2により、登録内容変更を申請してください。

2) 技術者証の形状および記載事項

技術者証の形状および記載事項は、次のとおりとします。

表面

測量CPD技術者証

写真	氏 名	〇〇 〇〇			
	生年月日	年	月	日	
	登録番号				
	登録年月日				
	有効期限	年	月	末日	
	所 属				

測量系CPD協議会

発行 年 月 日

印

53.5 mm

← 85 mm →

裏面

測量技術者の倫理

測量技術者は、技術者としての誇りと品位を保ち、常に自己の資質と技術の向上に努め、社会に貢献すること

(社会貢献の優先)

与えられた環境及び条件下において、最善の測量技術を発揮すること
(データ及び測量成果の提供)

測量専門家として取得したデータ及び測量成果を正確に提供すること
(専門家としての職務遂行)

専門とする技術領域及び資格において、その職務を誠実に遂行すること
(専門家としての自己研鑽)

先端技術の開発又は修得に努め、成果の品質向上に精励すること

平成16年7月制定 (一部抜粋)

3) 技術者証の再発行手続き

技術者証の記載事項の変更または紛失等により再発行を希望する者には、申請（協議会様式2「測量CPD学習履歴台帳登録申請書・技術者証発行申請書」）することにより、発行します。（有料）

（手続き等については、8. CPD学習の諸手続き及び手数料 参照）

4) CPD技術者証の有効期間

CPD技術者証の有効期間は発行から5年間とし、更新は5年間の経過毎に行います。なお、期間内における再発行の有効期限は、現在の発行されている有効期限とします。

（詳細は、「CPD技術者証及び発行の基準」 参照）

5) CPD技術者証の更新手続き

CPD技術者証の有効期限は5年間ですので、更新が必要となります。更新の手続きは、申請（協議会様式2「CPD技術者証発行申請書」）することにより、更新されます。

（手続き等については、8. CPD学習の諸手続及び手数料 参照）

4. 学習の評価

1) 学習評価の単位

「CPD学習」の評価は、学習単位「ポイント」で表記します。

学習単位の1ポイントは、講習会受講1時間が標準となっていますが、認定部会の基準により学習内容等の審議を経て決定します。

（詳細は、「CPD学習プログラム及び学習ポイント数に係る基準」参照）

2) 推奨する取得学習ポイント数

学習ポイントの取得は、学習分野の総計で5年間で100ポイント以上を推奨しています。

ポイント数は、自分の専門分野を考慮しながら将来に向かって学習計画を立て、年平均20ポイント以上で、各分野毎にバランスの良いポイント数の取得に心掛けて下さい。

なお、日本測量協会が継続的に実施している地理空間情報専門技術認定講習会関連およびサーベイアカデミーに限りその学習プログラムについては、過去5年間に取得した学習について、審査の上、学習ポイントを付与することとします。

5. 学習履歴の登録と管理

CPD学習プログラムに参加した技術者の学習履歴（氏名、学習内容、学習日、学習分野、ポイント数等）は、協議会において統合的に保存管理されます。

（詳細は、「CPD学習単位の登録及び管理の基準」参照）

1) 学習履歴の登録

学習履歴の登録申請は、学習履修後に実施団体または参加者本人（当該社員の同意を受けた会社）から学習履歴の登録を申請（協議会様式3「CPD学習履歴登録申請・受講証明書」）して下さい。学習履歴を登録します。

ただし、申請できる期間は、履修後6ヵ月以内とします。

2) 学習履歴の管理

学習履歴の管理は、CPD学習履歴台帳に登録管理します。

学習履歴は、取得時点から5年間有効ですので、5年以上経過した学習のポイントについては、順次自動的に消去します。

ポイントの有効期間5年間について

科学技術の進歩発展、社会情勢の急速な変革に伴い、概ね5年前の学習内容は現時点においては適用されなくなりつつあり、また、間違っただ記憶や忘却していることも多々あります。

そのために知能をリフレッシュする必要から、ポイントの有効期間を5年間としたものです。

3) 登録の抹消

申請内容に虚偽の記載等が判明した場合には、登録の抹消などの措置を講じますのでご注意ください。

6. 学習履歴の証明

学習履歴の証明は、学習参加者本人の申請（協議会様式4（個人用）「測量CPD学習履歴証明書発行申請書」）により、直近5年間の学習履歴を記載した学習履歴証明書（協議会様式4（個人用）「測量CPD学習履歴証明書」）が発行されます。なお、会社が社員のポイントを必要とする場合には、当該会社の申請（協議会様式4（団体用）「測量CPD学習履歴証明書発行申請書」同意書添付）により、直近5年間のポイント数を記載した学習履歴証明書（協議会様式4（個人用）「測量CPD学習履歴証明書」）が発行されます。（有料）

（手続き等については、8. CPD学習の諸手続及び手数料 参照）

7. 学習履歴（ポイント）の一般公開

学習履歴の一般公開は、測量CPD登録番号をもって学習分野別の取得ポイント数を協議会のホームページ上で、見るができます。なお、個人情報保護の観点から、登録番号で表示し、氏名等の個人情報は公開しません。

1) 学習履歴の表示内容（一般公開画面）

登録番号	合計ポイント数	地理空間情報専門技術						講習会等						
		基準点	写真	応用	GIS									
		各科目を記入				〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 認定				〇 〇 〇 〇 〇 講習会				
100001	90	90												
100002	120	90		30										
100003	150	130							20					
100004	130	90	40											
100005	7					7								

なお、指定の測量計画（発注）機関への公開等については、別途定めます。

8. CPD学習の諸手続及び手数料の種類

CPD学習の手続きの種類は、①学習プログラムの認定、②CPD学習履歴台帳の登録及びCPD技術者証の発行、③CPD技術者証の再発行、④CPD技術者証の更新、⑤学習履歴の登録、⑥学習履歴証明書の発行 の6種類があります。

手続きの方法及び手数料は、次のとおりです。

1) CPD学習の手続き及び手数料

①学習プログラムの認定

- ・手続きは、協議会様式1によります。
- ・手数料……………1プログラム/1件 10,000円

②CPD学習履歴台帳の登録及びCPD技術者証の発行（5年間有効、手数料には登録料を含みます。）

- ・手続きは、協議会様式2によります。
- ・手数料……………1,000円

③CPD技術者証の再発行（有効期間内）

- ・手続きは、協議会様式2によります。
- ・手数料…………… 500円

④CPD技術者証の更新（5年間有効）

- ・手続きは、協議会様式2によります。
- ・手数料…………… 500円

⑤学習履歴の登録

- ・手続きは、協議会様式3によります。
- ・手数料…………… 500円/1名/1件

⑥学習履歴証明書の発行

- ・手続きは、協議会様式4によります。
- ・手数料……………1,000円/1名/1件

※(社)日本測量協会の正会員および準会員の手数料は、②、④、⑤は無料、⑥は500円/1名/1件です。

2) 手続きの手数料金の払込先

各種手続きに係わる手数料は、次の口座に振り込むものとします。

- ・郵便振替口座 名称：(社)日本測量協会
番号：00180-3-89319

※手数料は、まとめて振り込みができます。(払込書の通信欄に「学習履歴登録〇〇名分」等と用件を記載願います。

会社で払い込みする場合には、通信欄にCPD番号または登録者名をご記入下さい。

9. 「測量CPD」の技術指導

CPD学習プログラムの講師を行う者は、測量技術に関して一定の水準以上の知識と経験が必要です。

このため、測量CPD「公認講師」資格基準により、講師陣を編成し、講師の技術水準の確保を図ることとしています。

(詳細は、「測量CPD「公認講師」資格基準 参照)

10. 継続教育(CPD)ポイントの基本原則

継続教育(CPD)に係わるポイントを認定する基本原則(平成16年10月4日測量継続教育(CPD)企画委員会決定)によるものとする。

(詳細は、「継続教育(CPD)に係わるポイントを認定する基本原則」 参照)

(以上)